平成２８年（フ）第６８７６号
東京都新宿区北新宿３丁目５―16―102
破産者　比永　　建
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６２号
東京都大田区大森東３丁目８―27―101
破産者　西谷　太一
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３９６号
東京都新宿区高田馬場３丁目11―８―102
破産者　中川　史崇
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４０７号
東京都板橋区南常盤台１丁目31―11―102
破産者　白塚　　博
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４６１号
東京都練馬区東大泉５丁目43―１―1605
破産者　大串　　純
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４７２号
東京都昭島市武蔵野３丁目５―40―812
破産者　草間　　茂
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５０８号
東京都あきる野市雨間721―１―310
破産者　梶本　真史
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５１１号
東京都新宿区中落合３丁目６―13―306
破産者　小峰　雄仁
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５２３号
東京都世田谷区野沢４丁目10―10―203
破産者　依田　敦之
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５３２号
東京都大田区雪谷大塚町１―14―702
破産者　北本　文武
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４２３号
東京都港区港南４丁目６番６―1803号
破産者　株式会社ウィーズ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３１４号
東京都台東区北上野１丁目12番４―301号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区下谷３丁目16番14号　メインステージ入谷602
破産者　有限会社オーバーフロー
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４号
北海道札幌市手稲区星置二条５丁目16―16、開始決定時の住所北海道札幌市西区西野３条４丁目９―７
破産者　本間直美マリーン
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５号
北海道恵庭市島松本町３丁目15―20―204、開始決定時の住所北海道札幌市手稲区星置２条５丁目16―16
破産者　渋谷晴夏オーシャン
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２４２号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央３丁目１―６―610
破産者　高橋　　修
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３７１号
東京都豊島区東池袋２丁目62番８号
破産者　有限会社ワーズ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５７４号
千葉県柏市篠籠田1392番地22
破産者　株式会社ティー・イー・シー
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５７５号
千葉県松戸市二ツ木1295―３―101
破産者　島　　明
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８６９号
東京都世田谷区宮坂３丁目27―２―101
破産者　曾根　俊子
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０１５号
東京都大田区池上７丁目26―６
破産者　木村　義則
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０５３号
新潟県新潟市江南区横越川根町１丁目８―59―101、開始決定時の住所東京都中野区若宮３丁目47―２―202
破産者　森本　和真
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部